

令和6年1月24日  
九州地方整備局  
佐賀河川事務所

## 城原川ダム建設事業に伴う損失補償基準協定書調印式を開催します。

### ■概要

城原川ダム建設事業に伴う損失補償基準協定書調印式を下記のとおり開催しますので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1 調印式日時

令和6年1月28日（日）11：00から  
（受付開始10：30から）

#### 2 調印式会場

神崎市役所 3階会議室（所在地：神崎市神崎町鶴3542番地1）

#### 3 協定当事者

城原川ダム建設対策協議会会長  
九州地方整備局長

#### 4 立会人

佐賀県知事  
神崎市長

#### 5 その他

調印式の詳細や取材の取扱い等については、別添1～5をご覧ください。  
なお、調印式は関係者のみで執り行いますので、関係者以外の方  
（マスコミ関係は除く）の調印式会場への入場はできません。

■問い合わせ先：国土交通省九州地方整備局 佐賀河川事務所  
電話 0952-41-8801（代表）

・副所長（技術） 原 和久 [内線204]

## 城原川ダム建設事業に伴う損失補償基準協定書調印式

- 日時: 令和6年1月28日(日) 午前11時00分から  
(受付開始 午前10時30分から)
- 場所: 神崎市役所 3階会議室 (所在: 神崎市神埼町鶴3542番地1)

## 位置図



## 詳細図



## 報道機関の皆様へ 取材にあたってのお願い

城原川ダム建設事業に伴う損失補償基準協定書調印式は公開で行いますが、進行を円滑に行うため取材にあたっては、下記事項についてご協力いただきますようお願いいたします。

### 記

1. 受付名簿に所属名、氏名を記載のうえ、係員の指示に従って入場してください。取材に際しては、腕章等の着用をお願いします。
  - ・ 受付時間：令和6年1月28日（日）10：30～10：50
  - ・ 受付場所：神崎市役所3階会議室前
2. 会場内では、「報道関係者席」と表示された席にご着席ください。
3. 会場内でのカメラ撮影は、当日指定する範囲内で行ってください。
4. 会場の都合により、会場内で電源をとることはできません。パソコン等を使用される場合は、バッテリー等をご持参願います。
5. 当日の取材（問い合わせ）の窓口は、以下のとおりです。調印式中（式の前後も含む）に出席者へ直接取材することはご遠慮ください。

窓口：副所長（技術） 原 和久、用地対策官 川床 卓寛、調査課長 櫻井 祥貴
6. その他、取材にあたっては、係員の指示に従ってください。
7. 損失補償基準の内容については、個人の財産に関わる性質のものであることから、公表は差し控えております。

【別添3】

# F A X 送 信 票

式典当日の取材にあたってのお願い

会場設営の関係から取材人員の把握を行いたいため、1月26日（金）

15:00までに下記にご記入のうえ、本状のFAXをお願い致します。

記

佐賀河川事務所 総務課 行

FAX 0952-41-8802

住所 〒

---

会社名

---

部署

---

取材者氏名

---

取材人員 名

---

TEL

---

E-Mail

---

※E-Mailのアドレスに式典当日の「駐車場案内 及び 駐車証」を送信いたします。

## 城原川ダム建設事業概要

### 1. ダムの目的

- ・洪水調節

城原川の基準地点である日出来橋において、河川整備基本方針の目標流量(昭和28年6月洪水相当)690m<sup>3</sup>/sのうち、城原川ダムの洪水調節により360m<sup>3</sup>/sの流量低減を図ります。

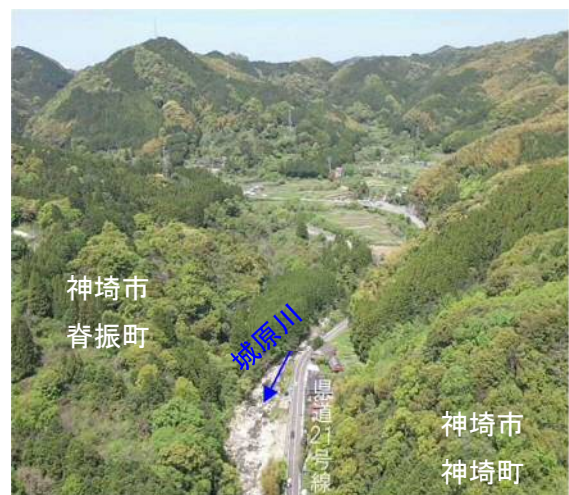
### 2. ダムの建設予定地

#### ◆城原川ダムの位置



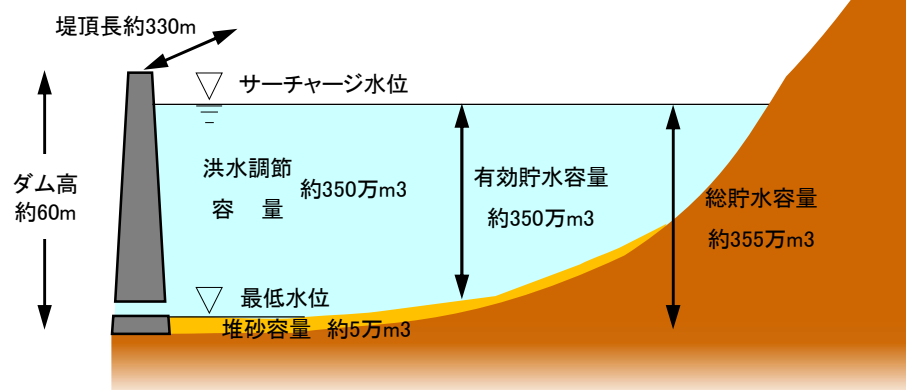
#### ◆城原川ダムサイトの状況

- ・佐賀県神埼市神埼町(左岸側)
- ・佐賀県神埼市脊振町(右岸側)



### 3. ダムの諸元

- |                  |                             |
|------------------|-----------------------------|
| ◇形 式:重力式コンクリートダム | ◇集水面積:約42.5km <sup>2</sup>  |
| ◇堤 高:約60m        | ◇総貯水容量:約355万 m <sup>3</sup> |
| ◇堤頂長:約330m       | ◇計画堆砂量:約5万 m <sup>3</sup>   |



城原川ダム貯水池容量配分

## 城原川ダム建設事業に伴う損失補償基準協定書の概要

### 協定当事者

城原川ダム建設対策協議会会長 眞島 修 様  
国土交通省九州地方整備局長 森戸 義貴

### 立 会 人

佐賀県知事 山口 祥義 様  
神 埼 市 長 内川 修二 様

### 締結年月日

令和6年1月28日(日)

### 協定締結までの経緯

昭和46年 予備調査着手  
昭和54年 実施計画調査着手  
平成21年 検証の対象となるダム事業に区分  
平成28年 検証結果に基づき事業継続とする国土交通省方針が決定  
平成30年 建設事業着手  
令和 2年 用地調査着手

### その他

城原川ダム建設事業を進めるにあたり、協議会に示した「城原川ダム建設事業に伴う損失補償基準」に合意したことを確認し、これにより今後、国は個別協議に着手する予定です。なお、この協定書が国及び協議会において誠実に履行されるよう、佐賀県知事及び神埼市長に立会人になっていただきます。

「城原川ダム建設事業に伴う損失補償基準」は、城原川ダム建設に必要な土地の価格等、個人の財産を補償する際の基準となる単価等です。損失補償基準の内容については個人の財産に関わる性質のものであることから、公表は差し控えております。